



その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

東海エリアの専門家を紹介するWebサービスです。あなたの悩みや疑問を相談したり、専門家を探すことができます。

中日 教えてナビ

検索



お問い合わせ：運営／株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F
TEL.052-239-1226 (平日/10:00~17:00)

紙面出張 Q&A

マネー・保険の専門家



生命保険コンサルタントのプロ

(株)クリエイト保険センター名古屋
神原 清仁
愛知県丹羽郡



Q 40歳主婦です。知人の50歳の人(がクモ膜下出血で倒れ、5カ月たつても一人で食事が出来ず、歩けないのに退院しなければいけないとのこと)です。

そんな話を聞き、夫に介護保障の保険を掛けたいのですが、お金の余裕がありません。

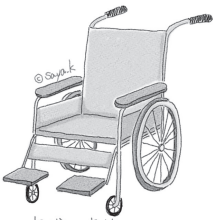
私は10年前に20年満期の養老保険に契約してしまっています。良い方法はないでしょうか？



A 今奥様が支払っている保険料を、夫の介護保障の保険料にできればいいかができるでしょうか？あなただけの養老保険が「延長(定期)保険」にできるかどうかお問い合わせしてみてください。これは、保険料の支払いを停止するのにもかかわらず、保障は続くというあまり一般的なには知られていない方法です。契約後の年齢が経過し、解約返戻金が多いので支払いを停止しても今まで通りの保障が続きますので、万一の場合は死亡保険金が支払われ、

満期を迎えれば生存保険金(満期保険金にあたるもの)が受け取れます。妻の保険料を↓夫の保険料に↓狐に摘ままれた様な話ですが本当ですので、ご加入の生命保険会社に聞いてみましょう。「延長(定期)保険」にできる契約ならば今までの通りで保険料で夫の介護保障の保険料にでき、妻は今までの通りの保障が満期まで有ります。受け取る介護保険金は非課税(無税)で、今後の治療費に使えます。介護保障の保険はお勧めです。「延長(定期)保険」に出来ない場合はご相談ください。

※「延長(定期)保険」とは、養老保険の解約返戻金を一時払の保険料にして、養老保険から定期保険に変更することです。



突然の車椅子生活

中日教えてナビでは様々なジャンルの専門家が皆さんの相談にお答えします。

医療・健康の専門家



痛くない 早い 見えない
矯正治療を
大山 矯正歯科

大山 照彦

愛知県名古屋市

住宅・不動産の専門家



車いす建築士による
バリアフリー提案！
阿部建設(株)

阿部 一雄

愛知県名古屋市

法律の専門家



裁判所から歩いて直ぐの
法律事務所
照国法律事務所

樋田 嘉人

愛知県名古屋市

住宅の専門家



「職人さん」と、
お客様をつなぐ
(株)プラスチック

朝倉 昌和

愛知県日進市

音楽の専門家



ヴァイオリン、売買の
コンサルタント
(株)ヴィルトウォール

杉田 直樹

愛知県名古屋市

ビジネスキャリアの専門家



産業カウンセラー・傾聴アドバイザー
一般社団法人
日本産業カウンセラー協会 中部支部

水谷 秀和

愛知県名古屋市

住宅・不動産の専門家



暮らしを創造

後田 文子

愛知県北名古屋市

株式会社新和建設